

パブリックコメント 小牧市教育振興基本計画の改定 (案)に係る意見募集

教育総務課 (〒 485 - 8650 住所不要)
☎ 76 - 1164 ☎ 75 - 8283
✉ kysoumu@city.komaki.lg.jp

■ 意見募集の趣旨

小牧市教育振興基本計画は、「小牧市教育大綱」を踏まえ、中長期的かつ総合的な展望に立って計画的に教育課題の解決を図るため、平成 29 年 3 月に策定しました。

この度、変化する教育環境、社会情勢等に適切に対応するため、中間見直しを行い、改定(案)をとりまとめましたので、市民の皆さんから意見を募集します。

■ 意見の提出方法

令和 4 年 1 月 4 日(火)～2 月 3 日(木) (必着) に、所定の用紙(閲覧場所または市ホームページに用意)に住所、氏名、意見を記入し、郵送、FAX、メールまたは直接教育総務課

■ 閲覧場所

市ホームページ、教育総務課(本庁舎 3 階)、情報公開コーナー(本庁舎 1 階)、東部・味噌・北里の各市民センター・図書室で閲覧できます。

※閉庁日・閉所日は、市ホームページのみの閲覧となります。



◀メールフォームから簡単に提出できます

市からの お知らせ

20 歳からみんなが加入 国民年金

名古屋北年金事務所 (☎ 052 - 912 - 1246)
市民窓口課 (☎ 76 - 1124)

国民年金は老後や万一のときの生活保障として、基礎年金を支給する制度です。日本国内に住所がある 20 歳以上 60 歳未満の人は、職業等に関係なくみんなが国民年金(基礎年金)に加入しなければなりません。

20 歳の誕生日以降に日本年金機構より年金手帳と納付書が送付されます。保険料の納付が困難な 50 歳未満の人や学生の人には、納付猶予制度や学生納付特例制度がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■ 国民年金(基礎年金) 3 つのメリット

- 1、老後を支えます。(老齢基礎年金)
- 2、病気やけがで障害の状態になったときに支えます。(障害基礎年金)
- 3、加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます。(遺族基礎年金)

国民健康保険税・介護保険料 ・後期高齢者医療保険料の 「納付(入) 済額のお知らせ」

保険医療課 (☎ 76 - 1123、1128)
介護保険課 (☎ 76 - 1197)

令和 3 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間で納められた国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の金額をご確認いただくための、「納付済額のお知らせ」を 1 月 17 日(月)に送付します。

このお知らせには、年金からの天引による納付額(特別徴収分)は含まれません。特別徴収分については年金保険者から送付される「公的年金等の源泉徴収票」にてご確認ください。

■ 問合せ

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料: 保険医療課
介護保険料: 介護保険課

※本通知差出課は収税課 (☎ 76 - 1117) です。

マイナンバーカードの出張申請 受付を行います

市民窓口課 (☎ 76 - 1122)

とき 1 月 15 日(土) 午前 10 時～午後 3 時
ところ 中央図書館 1 階 イベントスペース
持ち物 本人確認書類、通知カード(お持ちの方のみ)
※他の日程については、決まり次第、市ホームページ等でご案内します。

※このほか、概ね 5 人以上の団体・グループや企業を対象に出張申請受付を行うことができます。詳しくは市民窓口課へお電話いただくか下記 QR コードからお願いします。



市税等の納期限 のお知らせ

収税課 (☎ 76 - 1117、76 - 1118)

- 普通徴収市県民税 (第4期)
- 国民健康保険税 (第8期)
- 普通徴収介護保険料 (第7期)
- 普通徴収後期高齢者医療保険料 (第6期)

納期限 1月31日(月)

- ▶納付には、便利な「口座振替」をご利用ください。納期限内のバーコード付き納付書であれば、コンビニやスマホ (PayPay、LINE Pay、PayB) で納付できます。
- ▶納期限内までに給与減などの事情により納付できない場合は、収税課までご相談ください。放置しますと、延滞金が増加されたり、差押え等の滞納処分となり、市税等の強制徴収を受けることになります。

■ 休日納付相談

とき 1月9日、23日(日)
午前8時30分～午後5時15分

ところ 本庁舎2階

■ 休日の納付窓口

とき 毎週日曜日 (年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分

ところ 本庁舎1階

※1月30日(日)は工事のため納付窓口は臨時休業します。

就学援助制度

学校教育課 (☎ 76 - 1165)

小・中学校での学習に必要な費用の支払が困難なご家庭を対象に、給食費および学用品費等、費用の一部を支給する「就学援助費」という制度を設けています。学校教育課で随時受付していますので、詳しくはお問い合わせください。

■ 新規申請受付

令和4年4月から受給を希望される場合は、3月末日までに申請が必要です。

■ 申請できる方

小牧市立の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者であれば、原則どなたでも申請(審査)可能です。ただし、受給資格の付与には、所得額やご家庭の状況を確認する審査があり、**申請された方全員に支給できる制度ではありません。**

ホームページはこちら▶



コンビニ交付サービスの一時停止

市民窓口課 (☎ 76 - 1121)

サービス停止日時 ▶ 令和4年1月12日(水) 終日
システムメンテナンスのため住民票の写し等の交付ができません

サービス提供再開時間 ▶ 令和4年1月13日(木)
午前6時30分から

おむつ代に係る費用の医療費控除を受けるには

介護保険課 (☎ 76 - 1198)

■ おむつ代に係る費用の医療費控除

おむつ代が税法上の医療費控除の対象になることがあります。

対象者 傷病によりおおむね6カ月以上にわたり寝たきり状態で、治療上のおむつの使用が必要であると医師に認められた方

申請方法

▶初めておむつ代の医療費控除を受ける方

確定申告を行う際に、医師が発行する「おむつ使用証明書」と「紙おむつ代金の領収書」が必要となります。「おむつ使用証明書」の用紙は市ホームページでダウンロードすることができますのでご利用ください。また、介護保険課でも配布しています。

▶2年目以降の方

おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、おむつを使用した当該年または前年(現に受けている要介護認定の有効期間が13カ月以上であり、おむつを使用した当該年に主治医意見書が作成されていない場合に限る)に作成された要介護認定申請時の主治医意見書で所定の要件を満たしている場合

は、「おむつ使用証明書」に代えて市の交付する「おむつ使用確認書」を添付して医療費控除を受けることができます。

「おむつ使用確認書」を必要とされる方は、介護保険課へ申請してください。後日郵送します。(即日交付はできません)

なお、2年目以降の場合でも主治医意見書で所定の要件を満たしていない場合は、介護保険課にて「おむつ使用確認書」は交付できませんので、医師から「おむつ使用証明書」の交付を受けてください。

■ 問合せ

- ・確定申告について
国税庁ホームページにてご案内しています。
小牧税務署 ☎ 72 - 2111
- ※電話相談センターを開設していますので、自動音声の案内に従い操作をしてください。
- ・市民税の申告について
市民税課 ☎ 76 - 1182
- ・証明書、確認書について
介護保険課 ☎ 76 - 1198



▲税に関する情報は、国税庁ホームページへ

確定申告、市県民税申告会場のお知らせ

小牧税務署 (☎ 72 - 2111)
市民税課 (☎ 76 - 1182)

■確定申告会場について

▶ 申告会場 勤労センター

※昨年と会場が異なりますのでご注意ください。

▶ 開設期間 2月16日(水)～3月15日(火)

・土・日、祝日は会場を開設しておりませんが、2月20日、27日(日)に限り受付を行います。

※開設期間中は、税務署では確定申告書の作成指導は行っていません。

※所得税および復興特別所得税・贈与税の申告と納税の期限は3月15日(火)、個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税の期限は、3月31日(木)です。

※確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日会場で配付します。(国税庁のLINE公式アカウントから事前発行も行っていきます)

※入場時に、当日配付した入場整理券もしくはLINEで事前発行した際の「受付完了」画面を確認します。

※入場整理券に記載された時間帯にお越しください。



◀ 国税庁 LINE 公式アカウント

※入場時の検温で37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りします。

※新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、ご自宅で申告書を作成し、e-Tax(電子申告)または郵送にてご提出ください。



◀ e-Taxについてはこちら

※詳しくは国税局ホームページをご覧ください。



▲ 国税庁ホームページ

▶ 開設時間 午前9時～午後5時

▶ 問合先 小牧税務署 ☎ 72 - 2111

※自動音声に従って操作してください。

■市・県民税申告について

▶ 申告会場 市役所本庁舎2階203会議室

※昨年と会場が異なりますのでご注意ください。

▶ 開設期間 2月16日(水)～3月15日(火)(平日のみ)

▶ 開設時間 午前9時～午後5時

▶ その他 申告は郵送でも受付けています。

▶ 問合先 市民税課 ☎ 76 - 1182

無料歯科健診のご案内

保健センター (☎ 75 - 6471)

■いきいき世代個別歯科健診

歯はあって当たり前…そんなふうに思っていないか？
元気で生き生きした毎日を過ごすためには、歯や歯肉の健康が欠かせません。無料歯科健診対象の方で、まだ受けられていない方は、この機会にぜひ、歯科健診を受けてみませんか？

▶ 対象 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳

(例) 40歳の方は、昭和55年4月2日～昭和56年4月1日生まれの方



■歯周病予防個別健診

▶ 対象 20歳、25歳、30歳、35歳

(例) 20歳の方は、平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの方



共通事項

受診期限 2月14日(月)(実施医療機関の診察日に限る)

ところ 市内実施歯科医療機関

対象 対象者には既に案内ハガキをお送りしています。再発行をご希望の方は保健センターまでお問い合わせください。

申込み お電話等で事前に実施歯科医療機関へ直接お申し込みください。



褒章受章 おめでとうございます

問合先 秘書政策課 (☎ 76 - 1100)

秋の褒章受章者

藍綬褒章



松浦 史郎 さん

保護司であり更生保護功績による受章です。
(味岡)

パブリックコメントの延期について

都市計画課 (☎ 76 - 1155)

12月15日号の広報こまき(P13)に掲載しました「小牧市中心市街地ランドデザイン(案)に係る意見募集」につきまして、実施期間が延期となりました。実施については、改めて広報こまき等でお知らせします。